

「広野小学校いじめ防止基本方針」

～いじめを防止・解決できる学校に～

令和7年度 酒田市立広野小学校

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この広野小学校においても起こり得るものとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、日常的に子どもと向き合い、教育を行っている指導者自身が、いじめを憎み、子どもを救おうとする意識をもって取り組むことが重要である。子どもの心的な動きに敏感になり、「公平・正義」という価値に向かわせる必要がある。保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 いじめの定義と性質

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(2013.9.13 公布)、第2条ではいじめについて次のように定義をしている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。

※ 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(3) いじめの性質

- ・ いじめとは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることであること。
- ・ いじめの多くは、大人の目の届かない状況でも起こっていること。遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる傾向があること。
- ・ いじめられていることを言わない、いじめを知っている子どももなかなか言わない傾向があること。思春期特有のプライドや、親に心配をかけまいとする心理は優しい子ほど強く働くこと。

3 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) 「いじめの定義」、「いじめの態様」の共通認識をしっかりと行い、いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえて、関係者が一体となり継続的に取り組む。
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (3) 児童を中心に据えた授業の実践を積み重ね、主体的に課題に立ち向かえる児童を育てる。
- (4) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- (6) いじめを受けている児童の立場に立ち、その面々存在を絶対を守り通す。いじめを行っている児童に対しては、毅然とした対応、粘り強い指導を行う。
- (7) 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- (8) 保護者や地域、関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。
- (9) いじめの様態や対応等について、社会状況の変化により刻々と変わっていくことが考えられる。この「いじめ防止基本方針」は年度始めに確認し更新していく。

《教職員としてのいじめに対する指導力の向上》

- ① 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高めるための研修を設定する。
- ② 教員等の資質能力向上，特に担任力の向上を図るために，いじめについて確実に解消していくための指導の在り方や，いじめの未然防止に向けた学級経営等について校内外における研修機会等を設定する。（4月：いじめ防止基本方針の確認 7、12月：いじめ防止対策会議）
- ③ 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないように，指導の在り方に細心の注意を払う。
- ④ 児童や保護者からの訴えには，親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ⑤ ネット上のいじめの未然防止のため，各教科等の指導の中で，低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱うとともに，教員がインターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し，情報モラルに関する指導力の向上を図る。
 - ▶ 子ども理解のアンテナの感度を上げ、「未然防止・早期発見」に係る不断の努力をすること。

4 いじめへの実際の取り組み

(1) 未然防止のために

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取り組みを行う。

特に、すべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 「いじめ防止学習」の計画的な実施

| テーマ・内容（学級活動） | 低学年 | 中学年 | 高学年 |
|--|-----|-----|-----|
| 【いじめを傍観しない基盤づくり】 いじめのない、楽しいクラスをつくろう | ○ | ○ | ○ |
| 【いじめを生まないための互いの個性の理解】 「自分らしさ」と友達の「その人らしさ」を探そう | ○ | ○ | ○ |
| 【いじめを生まない望ましい人間関係の構築】 コミュニケーション力を高めよう | ○ | ○ | ○ |
| 【いじめを絶対にしないための気持ちの調整】 自分の気持ちを上手にコントロールしよう | ○ | ○ | ○ |
| 【情報機器の特性によるいじめ誘発の防止】 インターネット上のいじめ防止 | ○ | ○ | ○ |

② 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、行った授業内容とその後の児童の変容について、学級だよりを通じて紹介し、いじめについて保護者に理解を深めてもらう。（担任）

③ 全校的な子どもが主体となる取り組み児童会を中心に、いじめについて児童が自ら考える機会を設け、いじめを絶対に許さない学校づくりに主体的に取り組めるようにする。日常からの、問題解決や改善を図る態度を培う。（児童会担当、担任）

<取り組みの例>

- ・いじめ標語をつくろう（その内容にした理由の発表。他機関との連携）
- ・いじめをみんなでなくすために（学級活動、代表委員会での話し合い）
- ・友だちの名前には「さん、くん」をつけて呼び合おう

④ 違いと人格を認め合う授業づくり・Q-U検査の活用

児童を中心に据えた授業の創造こそが、いじめをはじめとする生活の中で起こるさまざまな問題に対して、児童が主体的に考え、協力して（対話的に）解決する力をつけるという共通理解のもと、日々の実践にあたる。（研究主任、学び方育成部長、担任）

⑤ 異年齢交流

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるように、児童集会など異学年交流の場を多く設定する。

(2) いじめの早期発見

早期発見のために、次のような具体的な取り組みを推進する。

いじめ信号を日常的にキャッチ・・・《早期発見のアンテナ強化》

- ① 朝の健康観察等で心身の異状をキャッチする。(担任、養護教諭)
- ② 休み時間や掃除の時間に「空白の時間」をつくらぬよう巡回する。(級外)
- ③ 授業巡視をしながら、児童の様子を見て児童の異変をキャッチする。(管理職)
- ④ 毎週水曜日の打ち合わせにて、いじめ早期発見のためのチェック表を活用しながら、気になる様子について出し合う。
- ⑤ 子どもを語る会などの情報交換の場を位置づける。児童の普段の様子で少しでも気になるところがあれば、打ち合わせの「気になる児童」で取り上げ、複数の目・角度から確認していく。(担任、生き方育成部)

子どもが相談しやすい仕組みづくり

- ① 個人ノートや生活ノート、日誌などの活用 (担任)
- ② 児童との面談を実施する。(担任)
- ③ 年間2回以上(6月、11月)、いじめに対する全校児童へのアンケートを行う。(指導部)
 - ・ アンケート設問には、自分がいじめ行為をしてしまったというふり返りの内容も設ける。
 - ・ 保護者アンケートも児童と同時期に行い、同様に我が子がいじめ行為をしているかという設問を設け、我が子のいじめ心理にも関心を持たせるようにする。
 - ・ アンケート用紙の準備、集約会議の実施は教頭と生徒指導主任が主体となって行う。
- ④ 教育相談カードを活用し、児童の悩みを早期に聞き出す。(教育相談担当)
- ⑤ 保護者相談の窓口の設置をする。PTAの会議等で、学校・保護者・地域が一体となっていじめを防止していくことを確認する。校内教職員間及び学校・家庭・地域の「いじめ情報」を共有するネットワーク体制づくりを図る。(管理職)
- ⑥ ネット上のいじめの怖さについて啓蒙していく。(管理職、情報教育担当)
- ⑦ 担任が一人で抱え込まずに、チームで対応する組織作りを行う。(管理職)



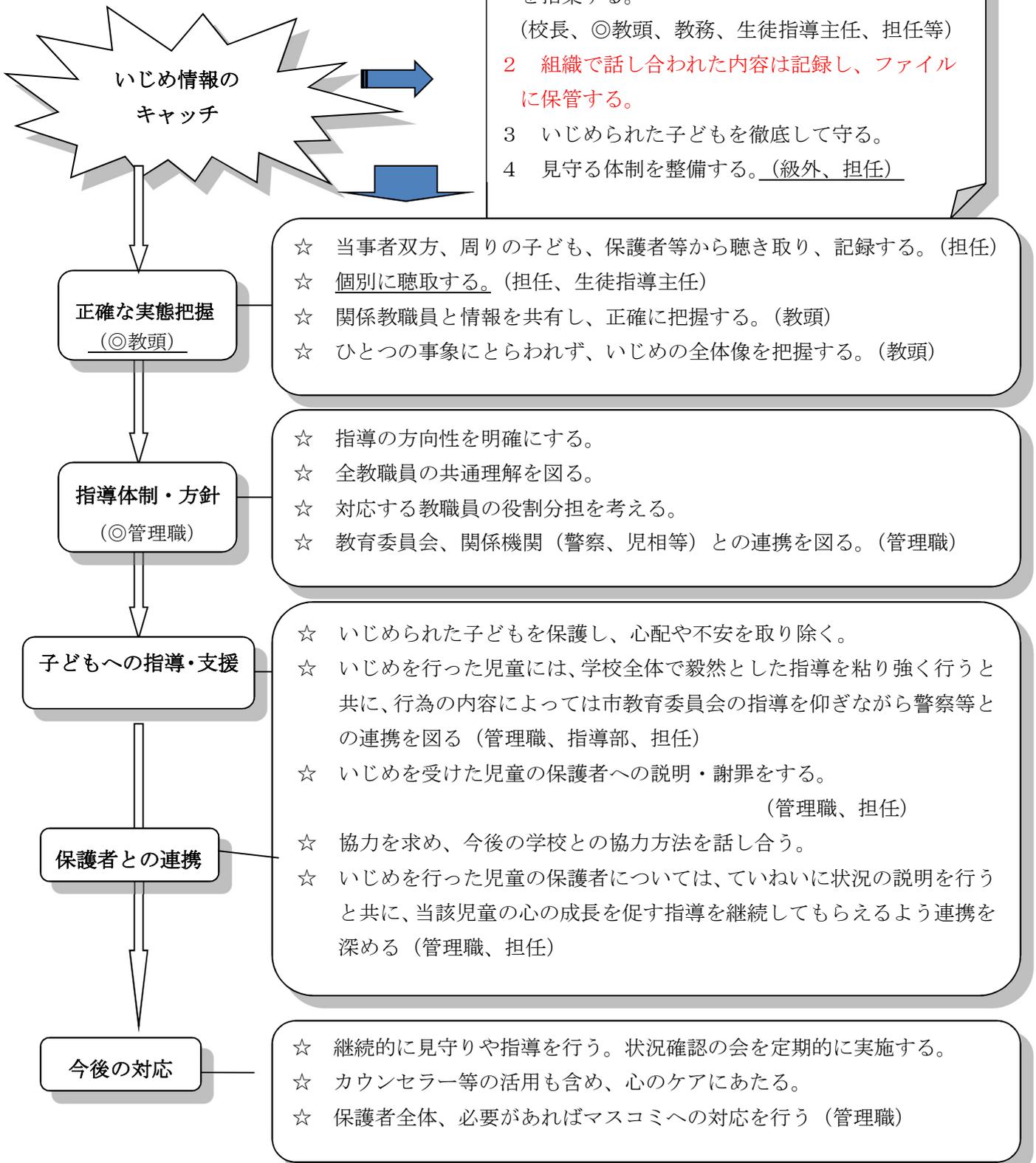
「いじめかもしれない」と感じられる様子をキャッチした後はすぐに情報の共有化を行う。

◎職員打ち合わせでの提示・周知・記録の保管

(「いじめ防止法」では、職員間での情報共有がなされない場合も、責任が問われる。)

(3) いじめを発見した時の迅速、適切な対応

<対応の流れ>



※ 子どもが訴えたり、保護者が相談してきたり、担任をはじめ教職員が気になる変化やいじめに気づいたら、一人で抱え込まず、報告—連絡—相談を心がけ、「組織」で丁寧に対応していく。〈安全配慮義務〉

※ いじめを認知したことが問題なのではなく、いじめを認知できないこと、いじめを解消できないことの方が問題であること。

＜いじめに対する措置の留意点＞

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、指導する。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ② 本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害を的確に把握し、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡を行う。
- ③ いじめ問題の対応については、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(2) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- ① いじめられている児童にも責任があるという考え方でなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ② 休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど、被害が継続しない体制をつくる。
- ③ いじめた児童についても、事実関係の聴取を行い、事実を確認した場合は「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめを阻止するとともに自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ 必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(3) 被害・加害児童の保護者に対する対応

- ① 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、児童の安全を確保する。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言する。

(4) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 情報モラル教育を道徳の時間を中心に進めるとともに、保護者においても研修会を開催したり資料を提示したりして理解を求める。

5 重大事案発生時の対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◆ 「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企画した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

☆ ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告するとともに支援を依頼する。
- ② 学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成する対策組織が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる
- ③ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。また、自殺事案の調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺防止に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
- ④ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

いじめ防止「学習プログラム」系統表

| | | 低学年 | 中学年 | 高学年 |
|----------------------|------|---|---|--|
| ① いじめのない楽しいクラス | ねらい | いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解させるとともに、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしないための実践力の基礎を培う。 | | |
| | 学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめのイラストを見て考えたことを発表する。 ○自分の周りでいじめが起こったときどうするか考える。 ○いじめのない楽しい学級を作るために何ができるか考える。 ○自分が取り組むことを書く。 | <ul style="list-style-type: none"> ○楽しい学級と楽しくない学級とは何が違うのかを考える。 ○いじめのDVDを視聴して気付いたことを発表する。 ○自分の身の回りでいじめが起こったときどう行動するかを考える。 ○楽しい学級にするための具体的方法を考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ○居心地のよい学級とはどのような学級であるかを発表する。 ○いじめのDVDを視聴する。 ○自分ならどうするかを考える。 ○どのような学級だったらいじめは起こらないかを考えて、話し合う。 ○自分の身の回りにいじめが起こったときの対応を考える。 |
| ② 自分らしさとその人らしさを探そう | ねらい | 友達が見付けてくれた自分らしさや教師が見付けてくれた自分らしさを知り、自分が好きと感じられるようにする。 | 友達や先生が見付けてくれた自分らしさを知り、自分に自信をもてるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分らしさ、友達のその人らしさを見付け、学級の中に位置付けている自分に気付く。 ・学級全員のその人らしさを、学級で生かしていくにはどうしたらよいかを考える。 |
| | 学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分ができるようになったことや紹介できることをカードに記入する。 ○四人グループになり他の三人のことを書く。 ○書いたカードを渡し合い、友達からもらったカードを読む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○絵を見て自分の特徴について考える。 ○自分らしさについて考える。 ○四人グループになり、自分以外の三人のことを書く。 ○書いたカードを渡し合い、友達からもらったカードを読む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分のよいところや変えたいところを考えて、文に書く。 ○四人グループになり、自分以外の三人のことを書く。 ○カードを読み合う。 |
| ③ 相手のことを考えたコミュニケーション | ねらい | コミュニケーションを行う上で、言葉で伝えることに加え、相手の動きや表情をよく見たり、よく聞いたりして知ろうとすることも大切であることに気付く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相手の話をうまく聞くにはどうしたらよいかを考える。 ・コミュニケーションにおいて、自分の意思や感情を言葉にするだけでなく、興味をもって聞いたり、相手の言葉に共感したりする態度が大切であることを理解する。 | コミュニケーションとは、互いに意思や感情、思考を伝達し合うことであり、言葉や文字だけでなく、声の大きさや話し方、態度や視線などが大きな役割を果たすことを理解し、自分の気持ちや意見を伝える際には、どうしたら相手に伝わるかを考える。 |
| | 学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○友達のことを知るために、ペアになり、休み時間に遊んだことを話す。 ○聞いていた人は質問をする。 ○役割を交代する。 ○四人グループになり、自分が聞いた友達の話、グループ内で紹介する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ペアでインタビューを行う。 ○どのように話を聞いてもらうと嬉しかったかを発表する。 ○他者紹介を行う。 ○これからどんなことを頑張りたいかを考えて発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の後に人々の行動から学んだことについて重要だと思ふ順番にカードを並べる。 ○グループ内でカードの順位を話し合っ決めて決める。 ○各自が感じたことを発表する。 |
| ④ 自分の気持ちを上手にコントロール | ねらい | <p>悲しみや悔しさ、いら立ちや嫉妬など「いやな気持ち」と行き場のない感情を抱く場面とはどのような場面かには気付き、</p> <p>「自分の意思やみんなとの関係を調整することでコントロールできる」、「自分らしい表現方法を身に付ける」ことを学ぶ。</p> | 「自分の意思でコントロールできる」「自分らしい表現方法を身に付ける」ことを学ぶ。 | 不安やいら立ち、悩み（ストレス）は誰もが経験することであることを理解するとともに、その対処には、いろいろな方法があり、そのスキルを学ぶことにより自分に合った方法で対処できることを理解する。 |
| | 学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分が嫌な気持ちを我慢できない場面を振り返り、どのように行動しているか発表する。 ○嫌な気持ちを我慢できない場面について教師の話聞く。 ○対処方法を知り実際に行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分がいら立ち、怒ったときの身体の変化について考える。 ○「落ち着くための方法」について知り、練習する。 ○学んだことを振り返り感想を書く。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事前にとったアンケートを集計し、誰もが悩みやストレスがあることを知る。 ○ストレスはどのようなときに起こるかを知る。 ○落ち着くための方法を考え、学級全体で共有する。 |
| ⑤ インターネット上のいじめ防止 | ねらい | ネットがいじめを発生させやすい性質を持つことを知り、情報モラルを守って、ネットの利便性を活用していこうとする態度を育てる。 「ネットを扱うこととその責任」 | | |
| | 学習活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ネットへ悪口を書き込む人の気持ちを考える活動を通して、ネットの匿名性に気づく。「なぜ、直接言わずにインターネットへ書き込みを行うのだと思いますか。」 ○ネットに悪口を書き込まれた人のケースを考える活動を通して、「ネットいじめ」を受ける被害者の気持ちを理解する。 「もし、あなたが悪口を書かれたり、クラスの全員から無視されたりしたらどんな気持ちになりますか。」 ○インターネット上に書き込まれた情報が持つ特性を理解し、責任ある情報発信を心がける態度に気づかせる。 | | |